

令和 8 年度

廃棄物・リサイクル収集運搬処理処分

業務委託契約

仕様書

国家公務員共済組合連合会

九段坂病院

この仕様書は、国家公務員共済組合連合会九段坂病院における廃棄物・リサイクル収集運搬処理処分業務の円滑な履行を目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、受諾者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「千代田区の条例」等、その他関係法令を遵守し、適切かつ誠意をもって確実に実施するものとする。

1. 件名

廃棄物・リサイクル収集運搬処理処分業務委託

2. 履行場所

東京都千代田区九段南1-6-12 九段坂病院

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（1か年）

4. 業務内容

- ① 一般廃棄物を所定の場所から回収し、収集運搬及び処理業務を行う。
- ② リサイクル（缶・瓶・ペットボトル）を所定の場所から回収し、収集運搬及び処理業務を行う。
- ③ 廃プラスチック類を所定の場所から回収し、収集運搬及び処理業務を行う。
- ④ 廃棄文書を所定の場所から回収し、収集運搬及び処理業務を行う。
（廃棄文書専用容器含む）
- ⑤ 感染性廃棄物を所定の場所から回収し、収集運搬及び処置業務を行う。
（プラスチック容器及びダンボール容器含む）
- ⑥ 回収廃棄物の重量を正確に計測し、甲に報告する。

5. 排出ゴミの内容は下記のとおりである

- ・一般廃棄物
- ・缶、瓶、ペットボトル
- ・廃プラスチック類（90L）
- ・廃棄文書
- ・感染性廃棄物（20Lプラスチック容器）
- ・感染性廃棄物（50Lプラスチック容器）
- ・感染性廃棄物（80Lダンボール容器）

6. 回収頻度について下記のとおりとする

- ・ 一般廃棄物 : 週 6 回以上
- ・ 缶、瓶、ペットボトル : 週 3 回以上
- ・ 廃プラスチック類 (90L) : 週 3 回以上
- ・ 廃棄文書 : 週 3 回以上
- ・ 感染性廃棄物 (20L プラスチック容器) : 週 2 回以上
- ・ 感染性廃棄物 (50L プラスチック容器) : 週 2 回以上
- ・ 感染性廃棄物 (80L ダンボール容器) : 週 2 回以上

7. 収集時間

通院患者及び職員の通勤に支障のない時間帯に収集運搬すること。
(病院担当者と協議のうえ決定すること。)

8. 請求単位 ※算出に用いる額は全て税別とする

①【月極項目】【月額契約】

- ・一般廃棄物
- ・缶、瓶、ペットボトル
- ・廃プラスチック類（90L）
- ・廃棄文書

※月極金額対象廃棄物の排出量が想定量を超過または不足した場合であっても、月極金額は変動しないものとする。

※月間の想定排出量は下記の令和7年4月～12月実績における各廃棄物の月平均排出量とし月額単価に12カ月を乗じた額を入札の額とすること。

月極項目	一般廃棄物	ビン・カン	ペットボトル	廃プラスチック類 90L	廃棄文書
年月	kg	袋	袋	袋	箱
2025/04	5,410	35	51	283	83
2025/05	5,400	24	70	274	74
2025/06	5,280	44	70	288	75
2025/07	5,830	46	63	286	87
2025/08	5,460	39	58	289	95
2025/09	5,420	41	64	292	78
2025/10	5,580	53	80	326	89
2025/11	5,040	50	69	267	66
2025/12	5,380	52	79	323	79
合計	48,800	384	604	2,628	726
月平均	5,422	43	67	292	81

②【変動項目】【単価契約】 プラ容器・段ボール代含む

- ・ 感染性廃棄物（20L プラスチック容器）
- ・ 感染性廃棄物（50L プラスチック容器）
- ・ 感染性廃棄物（80L タンボール容器）

※変動項目は下記の令和7年4月～12月実績における各廃棄物の年換算使用量に単価を乗じた年間想定額を入札の額とすること。

月極 項目	20Lプラ スティック 容器	50Lプラ スティック 容器	80L 段ボール 容器
年月	箱	箱	箱
2025/04	65	94	650
2025/05	58	96	647
2025/06	65	106	666
2025/07	64	122	775
2025/08	75	126	758
2025/09	68	116	696
2025/10	77	126	723
2025/11	63	89	558
2025/12	80	107	638
合計	615	982	6111
年換算	820	1,309	8,148

9. 入札額

7の①と②を合算した額を入札額とすること。

10. 受託資格

- ① 全省庁統一資格または国家公務員共済組合連合会の競争参加資格を有し、全省庁統一資格
「役務の提供」にて等級 C 以上であること。
- ② 病床 250 床以上の医療機関において当該業務の経験を 2 年以上有すること。
- ③ ISO14001 環境マネジメントを有すること。（認定書の写しを提出）
- ④ ISO27001 情報マネジメントを有すること（認定書の写しを提出）又は秘密保持に関する誓約書を提出すること。
- ⑤ 産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルを有すること。（認定証の写しを提出）
- ⑥ 感染性廃棄物については、複数の処分場に搬入が可能な事(契約時に複数の処分場との契約が可能なこと)
- ⑦ 感染性廃棄物専用プラスチック容器は、再生原料を使用した物を使用する事(入札前にサンプルを持参すること)
- ⑧ 一般廃棄物(6 台)、産業廃棄物(5 台)、感染性廃棄物(4 台) 以上の車両台数を有すること。（自治体への申請書の写しを提出）また、当院地下 1 階への進入が可能な車両を有すること。
- ⑨ 感染性廃棄物処理能力を 20t/日以上有すること。（許可証の写しを提出）
- ⑩ 産業廃棄物中間処分場を有すること（許可証の写しを提出）

以上